

第1章 一般廃棄物処理基本計画

第1節 一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

和泉市（以下、「本市」という。）では、「環境にやさしい循環型都市の構築」を基本理念として、平成9年度に平成23年度を目標とした第1次一般廃棄物処理基本計画を策定した。

その後、平成11年は「大阪府ごみ処理広域化計画」の策定、平成12年は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「容器包装リサイクル法」という。）の完全施行及び「大阪府ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」が策定され、平成13年は「循環型社会形成推進基本法」、「特定家庭用機器再商品化法」（以下、「家電リサイクル法」という。）や「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（以下、「食品リサイクル法」という。）が施行されるとともに、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、「国の基本方針」という。）が策定された。そして、平成14年「大阪府廃棄物処理計画」、平成15年「循環型社会形成推進基本計画」（以下、「循環基本計画」という。）及び平成16年「大阪府循環型社会形成に関する基本方針」の策定等の法律や方針の整備及び廃棄物処理技術の向上等も踏まえ、平成16年度に平成31年度を目標として「循環型社会の推進」を目指した第2次一般廃棄物処理基本計画を策定した。

さらに、その後の「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「食品リサイクル法」及び「浄化槽法」の改正や、「国の基本方針」及び「第2次循環基本計画」の改正・策定及び社会的な一般廃棄物処理問題、資源化技術の向上等も踏まえ、平成22年度に平成36年度を目標とする現行の「ごみゼロ社会への挑戦」を目指した第3次一般廃棄物処理基本計画（以下、「第3次基本計画」という。）を策定した。

また、生活排水は、より良い水環境を保全していくための適正処理の取り組みとして、下水道施設や合併処理浄化槽等の整備を進めてきた。

今回策定する計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条の規定、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成25年6月）及び「生活排水処理基本計画策定指針」（平成2年10月）に基づき策定するとともに、第3次基本計画から5年が経過し、この間の「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下、「小型家電リサイクル法」という。）の施行、「国の基本方針」の改正、「第3次循環基本計画」及び「大阪府循環型社会推進計画」の策定等の法律や方針の整備・改正及び社会的な一般廃棄物処理問題等の新たな動向や変化に対応し、今後の本市における一般廃棄物の減量及び適正処理・処分を進めるために、計画的かつ総合的な視点から第3次基本計画に掲げる施策等を見直すとともに、平成27年10月からの日常（可燃）ごみ有料化実施に加えて、更なる一般廃棄物の資源化推進施策としてプラスチック製容器包装の分別収集を推進することなどを計画し、新たな一般廃棄物処理行政の基本方針として「第4次一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定する。

表 1-1-1 一般廃棄物に係る関係法令及び関係指針・計画等

年次	法令等	方針・指針・計画等
平成10年 (1998年)	6月 ・「特定家庭用機器商品化法(家電リサイクル法)」公布(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンについて13年度から再商品化義務) ・「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」改正	10月 ・「ごみ処理施設の性能指針」策定 ・「震災廃棄物対策指針」策定
平成11年 (1999年)	2月 ・ダイオキシン対策関係閣僚会議(第1回) 7月 ・「ダイオキシン類対策特別措置法」公布	3月 ・「ダイオキシン対策推進基本方針」改定 9月 ・「廃棄物の減量の目標量」決定(平成22年度を目標年度とし、一般廃棄物・産業廃棄物の最終処分量を平成8年度の半分に削減する等)
平成12年 (2000年)	4月 ・「容器包装リサイクル法」全面施行 5月 ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」公布(工事の受注者に対する、建築物の分別解体及び建設廃材等の再資源化の義務付け等) ・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」公布(国等による環境物品調達の推進) 6月 ・「ダイオキシン類対策特別措置法」改正 ・「循環型社会形成推進基本法」公布(基本原則、国・地方公共団体・事業者・国民の責務の明確化、循環型社会形成推進基本計画の策定) ・「再生資源利用促進法」改正(名称変更→「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」)、リサイクル対策の強化、廃棄物の発生抑制(リデュース)対策、部品等の再利用(リユース)対策等) ・「廃棄物処理法」改正(排出抑制対策の強化、不適正処理対策、公共関与による施設整備等) ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)」公布(食品の製造・加工・販売業者に対する食品廃棄物の再生利用の促進等)	10月 ・「汚泥再生処理センター等の性能指針」策定 12月 ・「廃棄物最終処分場の性能指針」策定
平成13年 (2001年)	1月 ・「循環型社会形成推進基本法」完全施行 4月 ・「廃棄物処理法」完全施行 ・「資源有効利用促進法」施行 ・「家電リサイクル法」完全施行 ・「グリーン購入法」完全施行 5月 ・「食品リサイクル法」完全施行 6月 ・「浄化槽法」改正(単独処理浄化槽の新設禁止)	1月 ・「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」告示 2月 ・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」策定 5月 ・「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施設の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」策定 6月 ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」策定 ・「平成13年版循環型社会白書」閣議決定
平成14年 (2002年)	1月 ・「廃棄物処理法施行令」改正(し尿の海洋投入の禁止) 5月 ・「建設リサイクル法」完全施行 7月 ・「使用済み自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」公布	5月 ・「平成14年版循環型社会白書」閣議決定 11月 ・「ごみ処理施設の性能指針」一部改正 ・「廃棄物採取処分場の性能指針」一部改正 12月 ・「バイオマス・ニッポン総合戦略」閣議決定
平成15年 (2003年)	6月 ・「廃棄物処理法」改正(不法投棄の未然防止、リサイクルの推進) 12月 ・「廃棄物処理法」完全施行 ・「ダイオキシン類対策特別措置法施行令・施行規則」改正	3月 ・「循環型社会形成推進基本計画」閣議決定・国会報告 5月 ・「平成15年版循環型社会白書」閣議決定 10月 ・「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定(平成15～19年度の計画期間) 12月 ・「汚泥再生処理センター等の性能指針」一部改正
平成16年 (2004年)	1月 ・「廃棄物処理法施行令」改正(PCB汚泥等の特別管理産業廃棄物へ追加、PCB廃棄物に係る収集運搬基準の創設)公布 4月 ・「廃棄物処理法」改正(事故時の措置、罰則の強化等) 5月 ・「海洋汚染防止法」改正(廃棄物の船舶からの海洋投入処分許可制の創設、廃棄物の海域における焼却の禁止等) 9月 ・「廃棄物処理法施行令」改正(指定有害廃棄物の指定、廃棄物処理に関する基準の強化・明確化等) 12月 ・「廃棄物処理法」改正(指定区域の指定)	5月 ・「平成16年版循環型社会白書」閣議決定 6月 ・「不法投棄撲滅アクションプラン」公表 ・「水害廃棄物対策指針」策定
平成17年 (2005年)	1月 ・「自動車リサイクル法」完全施行 3月 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案」(保健所設置市に係る事務の見直し、産業廃棄物管理票制度の強化、無確認輸出に関する未遂罪・予備罪の創設等)閣議決定 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(一間に2回以上同じ内容の廃棄物の輸出入を行う場合には、当該輸出入について一括して申請し環境大臣の輸出確認又は輸入許可を受けることができる)公布、施行 4月 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(土地の形質の変更に係る指定区域の範囲の詳細、指定の方法、施行方法に関する基準、産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度の創設等)公布、施行 9月 ・「浄化槽法」施行規則改正(放流水の水質基準、設置後等の水質検査の検査時期、指定検査機関から都道府県への検査結果の報告書等)公布 10月 ・「廃棄物処理法施行令」改正(届出事項、申請書類の追加、産業廃棄物の管理票の記載項目の追加、中間処理後の廃棄物の委託に係る規制の明確化等) 11月 ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令の一部を改正する政令」(特定建設資材廃棄物の再資源化等に係る事務を行う市等の長)公布	5月 ・「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施設の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」改正 6月 ・「平成17年版循環型社会白書」閣議決定
平成18年 (2006年)	6月 ・「容器包装リサイクル法」改正 12月 ・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(再商品化のための円滑な引渡し等に係る事項を基本方針に定める事項に追加)施行	3月 ・「バイオマス・ニッポン総合戦略」を見直し、新たに閣議決定(バイオマス輸送用燃料の利用促進、未利用バイオマス活用等によるバイオマススタウン構築の加速化等) 5月 ・「平成18年版循環型社会白書」閣議決定
平成19年 (2007年)	2月 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(中間処理業者が電子マネーを活用する場合の登録事項)公布 3月 ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案」(食品関連事業者に対する指導監督の強化、食品関連事業者の取り組みの円滑化等)閣議決定 6月 ・「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令」公布 ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律」公布 9月 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布 ・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」等公布 10月 ・「一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令」等公布 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布 11月 ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布 ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」等公表 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布	6月 ・「21世紀環境立国戦略」閣議決定 ・平成19年版環境・循環型社会白書閣議決定 ・「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」策定
平成20年 (2008年)	4月 ・「廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸出確認及び輸入許可(平成19年)」について「公表」 5月 ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定について」公表 12月 ・「特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令」公布 ・「特定家庭用機器再商品化法施行規則の一部を改正する省令」公布	2月 ・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針の一部変更」閣議決定 3月 ・「第2次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 ・「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定(平成20～24年度の計画期間) 6月 ・「ごみ処理施設の性能指針」一部改正 ・「ごみ処理基本計画策定指針」改定 ・「平成20年版環境・循環型社会白書」閣議決定 9月 ・「家電リサイクル法に基づく立入検査の実施状況について(平成19年度)」公表 ・「特定家庭用機器の品目追加・再商品化等基準に関する報告書」公表 12月 ・「特定家庭用機器廃棄物の適正処理について」公表 ・「廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度等について」公表
平成21年 (2009年)	3月 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布 ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令及び食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令(平成21年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)公布	2月 ・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針の一部変更」(グリーン購入法基本方針の一部変更)閣議決定
平成22年 (2010年)	5月 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」公布 12月 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布	12月 ・「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施設の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」改正
平成23年 (2011年)	1月 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布 5月 ・「東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令」公布 7月 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布 8月 ・「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」公布 8月 ・「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」公布	2月 ・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(グリーン購入法基本方針)変更閣議決定
平成24年 (2012年)	2月 ・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(グリーン購入法基本方針)変更閣議決定 3月 ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令に基づく主務大臣の定める期間及び基準発生原単位の件」告示 4月 ・「環境基本計画」閣議決定	2月 ・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(グリーン購入法基本方針)変更閣議決定 3月 ・「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針」公布 4月 ・「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」改訂 5月 ・「第3次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 ・「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定 6月 ・「ごみ処理基本計画策定指針」改定
平成25年 (2013年)	1月 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布 2月 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布 3月 ・「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令、施行規則」公布 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布	2月 ・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(グリーン購入法基本方針)変更閣議決定 3月 ・「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針」公布 4月 ・「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」改訂 5月 ・「第3次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 ・「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定 6月 ・「ごみ処理基本計画策定指針」改定
平成26年 (2014年)	3月 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布	2月 ・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(グリーン購入法基本方針)変更閣議決定

資料：平成19～20年版環境・循環型社会白書、平成21～25年版 環境・循環型社会・生物多様性白書より一部抜粋

2. 計画の位置づけ及び諸計画との関係

計画の位置づけ及び諸計画との関係を図 1-1-1 に示す。

本計画は、「廃棄物処理法」、「循環型社会形成推進基本法」等の関係法令に基づき策定するものであるが、本市の上位計画である「第4次和泉市総合計画」や「第2次和泉市環境基本計画」に定められている一般廃棄物の処理に係る基本的な事項を具体化させるための施策を示すものであり、本市の一般廃棄物処理に関する特化した計画である。

この一般廃棄物処理基本計画のうち、「ごみ処理基本計画」は市が長期的かつ総合的な視点に立って計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針であり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものである。

また、「生活排水処理基本計画」は、市が長期的かつ総合的な視点に立って計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年度における計画処理区域内の生活排水処理に係る基本方針を定めるものである。

さらに、本計画の策定に当たっては、国・府が定める指針、基本方針及び各種関係計画等に配慮するとともに、本市が策定する「分別収集計画」や「公共下水道事業計画」・「生活排水対策推進計画」との整合を図るものとする。

なお、泉北環境整備施設組合（以下、「組合」という。）が策定する一般廃棄物処理基本計画についても本計画との整合を図るものとする。

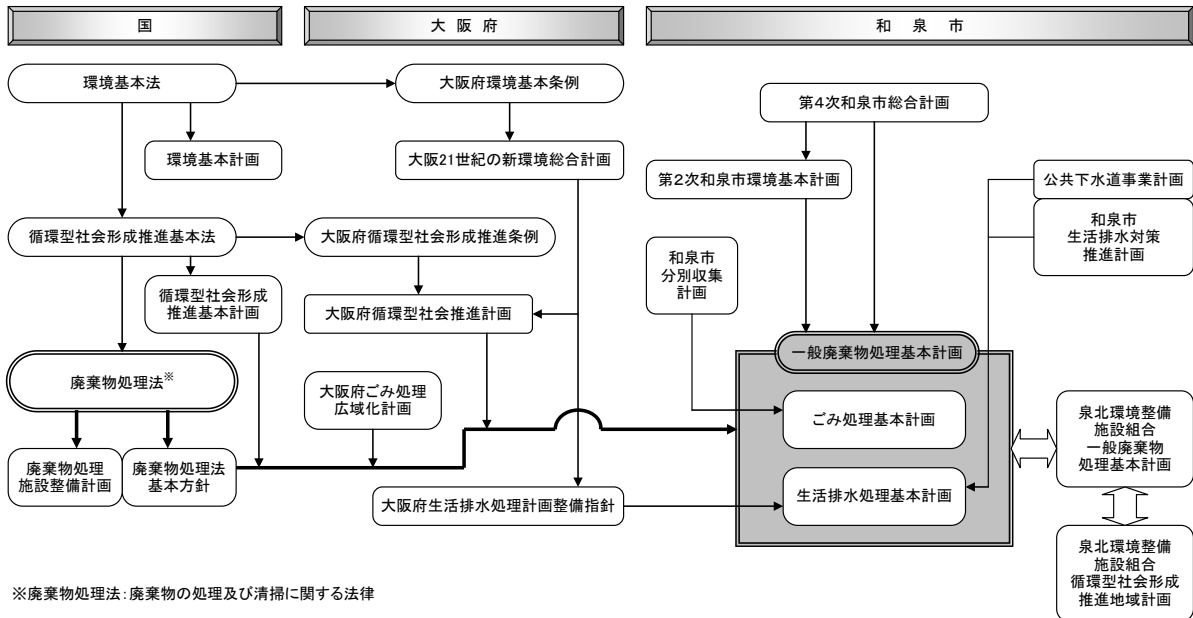


図 1-1-1 計画の位置づけ及び諸計画との関係

3. 計画範囲・期間・構成

(1) 計画範囲

本計画の範囲は、本市行政区域全域とし、本市域で発生する一般廃棄物（ごみ・生活排水）を対象とする。

なお、生活排水にはし尿・浄化槽汚泥を含むものとする。

(2) 計画期間

一般廃棄物処理基本計画の目標年度は、「ごみ処理基本計画策定指針」及び「生活排水処理基本計画策定指針」により、10～15年先を見据え、5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しすることが適切であるとされている。

本計画の計画期間は、平成28年度を初年度として15年後の平成42年度を計画目標年度とする。

(3) 計画の構成

本計画は、第1章第1節「一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨」を踏まえ、第2章第1節で「ごみ処理事業の概況と課題点・留意点」等を把握・抽出するとともに、第2節において新たなごみ処理基本計画策定に向けた今後の本市の「ごみ処理の基本方針」を掲げた。

ごみ処理の基本方針では、計画策定の基本的な考え方として、第4次和泉市総合計画の長期目標の一つである「だれもが環境にやさしい生活を営んでいるまち」と第2次和泉市環境基本計画に掲げる環境像「みんなの環でひろげる「すくすく環境、わくわくいずみ」」に対応したごみ処理基本計画の基本理念「ごみゼロ社会への挑戦」を掲げ、循環型社会の構築と実現に向けたごみ処理の基本的な方向性及びごみ減量化目標を明らかにした。

また、第3節では「計画収集人口・ごみ量の将来予測」を数値化し、第4節においてごみ処理の基本施策として、持続可能な循環型社会の実現を目指す「ごみ処理基本計画」の考え方を示すとともに、その基本目標と基本施策を体系的に位置づけた。

次に、第3章第1節は「生活排水処理の基本方針」を掲げ、第2節は「生活排水処理事業の概況と課題・留意点」等を把握・抽出し、第3節では「生活排水処理形態別人口・し尿等発生量の将来予測」を数値化し、第4節において生活排水処理の基本施策として「生活排水処理基本計画」の考え方を示した。